

# 門真市住民活動災害補償制度実施要綱の手引き

## 1. 制度の目的

この制度は、社会福祉の向上のために、住民団体が住民活動を安心して行えるように、活動中に起こった事故による災害に対して、保険会社の住民活動災害補償制度を活用することにより、住民団体またはその住民活動の参加者若しくは遺族の救済を図ることを目的としています。

### (1) 住民団体とは

主な活動拠点が市内で、社会福祉団体、社会教育団体および地域自治団体の構成員が5人以上で組織された団体を言います。

よって、政治団体、宗教団体、法人化された団体および企業内グループ・サークルは除きます。

### (2) 住民活動とは

住民団体が、無報酬（実費弁償を除きます）で、コミュニティー活動等社会福祉や社会教育向上のために行う日帰りの事業または活動です。

市および市が出資した法人、それに準ずる団体の行う事業活動、主催、共催活動を含みます。

## 2. 加入方法

加入できるのは住民団体で、あらかじめ団体が関係している担当課に備え付けてある、門真市住民活動災害補償制度適用届出書を、団体の代表者が提出しなければなりません。

## 3. 制度の補償

傷害制度と賠償責任制度があります。

### (1) 傷害制度は、住民活動の参加者が住民活動中の事故で、死亡したり、けがした場合に保険金が支払われます。（別表1）

(別表 1)

a 死亡保険金	事故の日から 180 日以内に死亡したときに、その直接の遺族に対し、一時金として 300 万円支払われます。
b 後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合は、障害の程度により保険金が支払われます。(最高 300 万円)
c 入院保険金	事故の日から 180 日を限度として、1 日 3,000 円支払われます。
d 通院保険金	事故の日から 180 日の間において、90 日を限度として 1 日 2,000 円支払われます。

(2) 賠償責任制度は、住民活動中の人の事故による災害について、住民団体または指導者若しくは育成者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補うものです。

金額は、被害者 1 人について、2,000 万円限度で、1 事故について 1 億円が限度です。(損害の額が、各 10,000 円以上です。) ただし、製造、販売、若しくは提供した財物が、他人に引き渡された後にその品質、取り扱い等によって生じた事故及び作業が完了し、又は放棄された後に、その作業の結果によって生じた事故については、災害補償制度の補償期間内において 1 億円を限度とします。

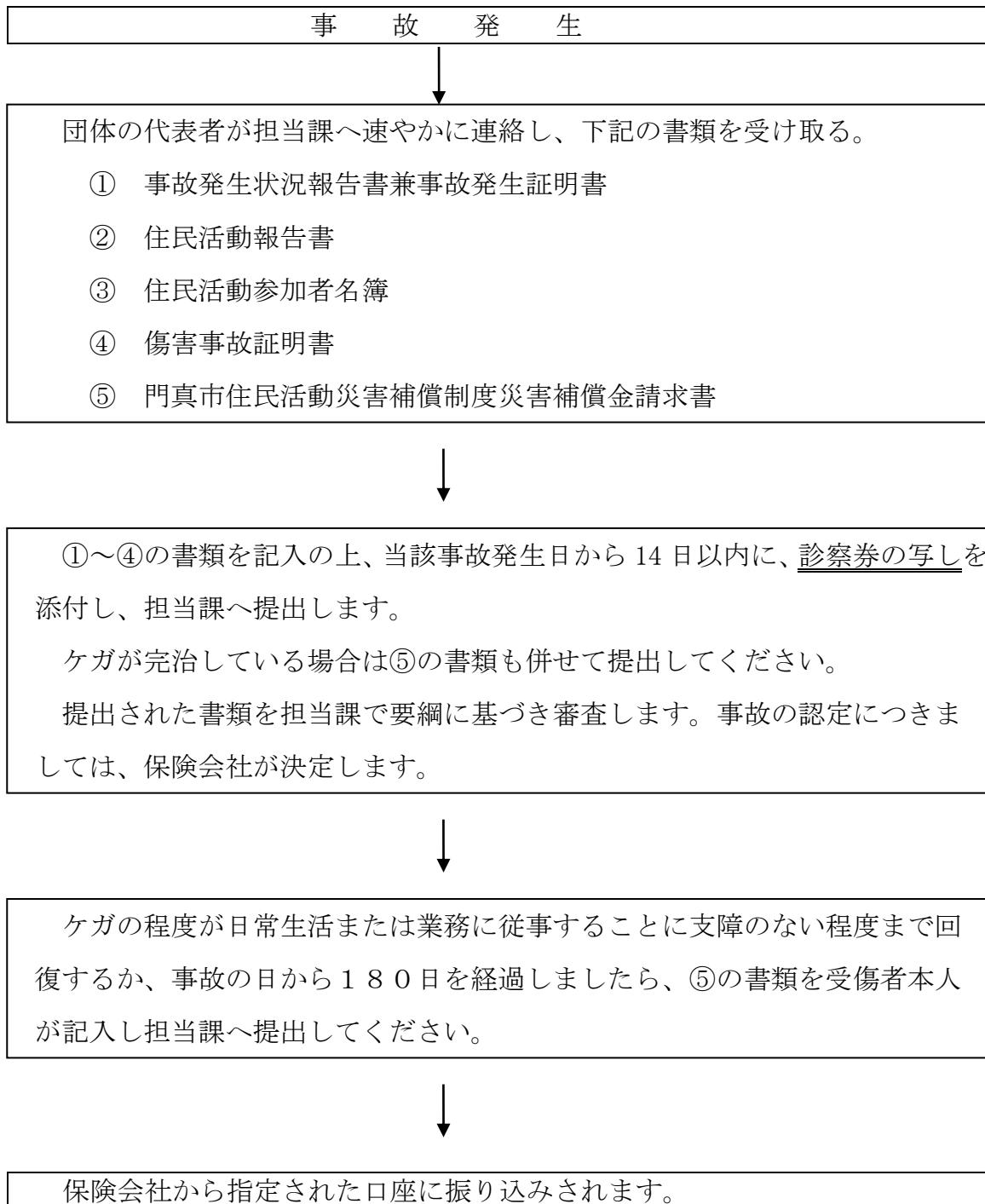
#### 4. 制度の免責

(1) 損害保険の免責

法令(条例を含む)により、災害補償を受けるとき。

(2) 法令(条例を含む)による賠償、その他これに類する給付を受けるとき。

## 5. 事故が発生した場合



\* 整骨院等での治療については、ケガの部分により生活に支障をきたす実態等によりお支払いします。また、あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸等の治療については、原則として支払いの対象となりませんが、医師の指示に基づき行われた治療については対象となります。